

高岡地区広域圏事務組合土木建築工事費の前金払取扱規則

平成10年12月21日規則第4号

改正 平成17年11月1日規則第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定に基づく高岡地区広域圏事務組合の土木建築工事費前金払の取扱いについては、高岡市土木建築工事費の前金払取扱規則（平成17年高岡市規則第36号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月1日規則第2号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。